

# 仙台市立上杉山通小学校 P T A 会則の細則

## 第一章 会 計

- 第 1 条 会計簿の種類は次のとおりとする。
- ① 歳入歳出簿 ② 現金出納簿 ③ 会費納入簿 ④ 備品台帳
- 2 会長又は会計が交代するときは引継書を作成し、後任者との事務の引継を行う。

## 第二章 推薦委員会

- 第 2 条 推薦委員の氏名は、総会において発表する。
- 第 3 条 会員より役員及び会計監査委員 2 名の候補者を推薦させる。
- 第 4 条 前条によって推薦された候補者の中から会長、副会長及び会計監査委員の定数の候補者を本人の承諾を得て推薦し、その氏名、P T A の役歴を知らせ、総会に諮る。
- 第 5 条 幹事の定数の候補者を会長に届ける。

## 第三章 常置委員会

- 第 6 条 この会に次の常置委員会をおく。
- 学年委員会、広報委員会、研修委員会、健全育成委員会

- 第 7 条 各常置委員会は事業計画を作成し、次の活動を行う。
- 1 学年委員会
    - ①各学年の総括並びに活動の連絡調整
  - 2 広報委員会
    - ① P T A 活動に関する情報の収集及び提供
  - 3 研修委員会
    - ①会員及び児童の意識向上を図るため研修事業の企画運営
  - 4 健全育成委員会
    - ①児童の心身の健全育成を図る活動及び教育環境の改善促進

- 第 8 条 1 各常置委員会は各学年から委員を選出する。その人数は学級数を基準とする。教師からも若干名を選出する。
- 2 各委員会に委員長 1 名、原則として副委員長 2 名を置く。
  - 3 委員長、副委員長は委員の互選による。
  - 4 委員長は委員を代表し、必要に応じて随時委員会を招集し、その議長となる。
  - 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

第 9 条 委員の任期は 1 年とする。ただし、任期の終わった後でも後任者の決まるまでその職務を行うものとする。

第 1 0 条 委員会の議事は出席者の過半数で決める。可否同数の場合は議長が決める。

第 1 1 条 委員会を開くときは、その 2 日前までに会長に連絡する。

## 第四章 子ども会連絡会

- 第 1 2 条 本会と地域の緊密な協力により児童の健全な育成を図る。
- 2 構成者は地区代表者とし代表幹事 1 名、幹事 2 名を置く。  
なお、代表幹事及び幹事においては、常置委員会における委員長・副委員長と同格とする。
  - 3 地区を町内会単位に分ける。ただし児童数によっては町内会を数地区に、又は、数町内会を 1 地区にすることができる。
  - 4 各地区は地区活動を円滑にするため、班に分けることができる。
- 第 1 3 条 地区に代表世話人 1 名、世話人若干名（会計を含む）を置く。
- 2 代表世話人及び世話人は、地区総会において地区会員が互選する。
  - 3 世話人の任期は、1 年とする。
  - 4 代表世話人は、地区を代表し必要に応じて世話人会を招集し、その議長となる。
- 第 1 4 条 各地区においては、次の活動を行う。
- ① 子ども会活動の支援 ②交通事故防止及び非行化防止の協力 ③会員相互の親睦及び研修、その他
- 第 1 5 条 各地区の運営費用は本会より支弁されるが、なお不足する場合は地区総会に諮って地区会員より補充することができる。

## 第五章 個人情報

- 第 1 6 条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。
- 第 1 7 条 個人情報取り扱いの方法は、総会資料や広報資料等で会員に周知する。

- 第18条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。
- (1) P T A会費の集金業務、管理業務
  - (2) その他の文書の送付
  - (3) 役員・会計監査・会員・常置委員等の名簿作成
  - (4) 委員選出、並びに本部役員等の推薦活動
  - (5) 広報紙、P T Aホームページへの掲載
- 第19条 本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。
- 第20条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は管理者立会いの下で、適正かつ速やかに廃棄するものとする。
- 第21条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。
- 第22条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。
- (1) 法令に基づく場合
  - (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
  - (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要な場合
  - (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けたものが法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合。
- 第23条 本会は、個人情報を第三者（第22条1号から4号の場合を除く）に提供した時は、次の項目について記録を作成し保存する。
- (1) 第三者の氏名
  - (2) 提供する対象者の氏名
  - (3) 提供する情報の項目
  - (4) 対象者の同意を得ている旨
- 第24条 第三者（第22条1号から4号の場合を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。
- (1) 第三者の氏名
  - (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
  - (3) 提供する対象者の氏名
  - (4) 提供する情報の項目
  - (5) 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）
- 第25条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。
- 第26条 個人情報データベースを漏えい（紛失を含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。
- 第27条 本会は、役員・常置委員長・会員に対して、定期的に、個人データの取り扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。
- 第28条 本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

## 第六章 そ の 他

- 第29条 会員の不幸に際しては、弔意を表するものとする。  
会員の死亡 香典（10,000円）並びに弔電 その他役員での協議による。
- 第30条 その他、必要な事項は役員会で協議する。

## 第七章 付 則

- 第31条 この細則は昭和39年4月1日より実施する。
- |       |     |     |      |       |    |     |      |       |    |     |       |
|-------|-----|-----|------|-------|----|-----|------|-------|----|-----|-------|
| 昭和50年 | 4月  | 1日  | 一部改正 | 昭和56年 | 4月 | 1日  | 一部改正 | 平成2年  | 2月 | 21日 | 一部改正  |
| 平成5年  | 12月 | 4日  | 一部改正 | 平成9年  | 4月 | 19日 | 一部改正 | 平成18年 | 4月 | 21日 | 一部改正  |
| 平成19年 | 4月  | 28日 | 一部改正 | 平成20年 | 4月 | 26日 | 一部改正 | 平成23年 | 1月 | 28日 | 一部改正  |
| 平成25年 | 3月  | 5日  | 一部改正 | 平成31年 | 3月 | 5日  | 一部改正 | 平成31年 | 4月 | 20日 | 第五章追加 |
| 令和元年  | 12月 | 11日 | 一部改正 | 令和3年  | 3月 | 12日 |      |       |    |     |       |